

JETRO

Japan External Trade Organization

## 出品のご案内

TICAD9 (第9回アフリカ開発会議) 併催事業

# TICAD Business Expo & Conference (Japan Fair)

会期 2025年

8月20日(水) ▶ 22日(金)

時間: 10:00-18:00 (予定)

会場

パシフィコ横浜 展示ホール (予定)

《募集締切》

2025年

3月28日(金)

15時00分





## About TICAD

TICADとは、Tokyo International Conference on African Development（アフリカ開発会議）の略であり、アフリカの開発をテーマとする国際会議です。1993年以降、日本政府が主導し、国連、国連開発計画、（UNDP）、アフリカ連合委員会（AUC）及び世界銀行と共同で開催しています。

（TICADについては、外務省のサイトをご覧ください。  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/>）

### ◆はじめに

日本貿易振興機構（以下、JETRO）は、横浜で開催される第9回アフリカ開発会議（TICAD9）の併催イベントの一つとして「TICAD Business Expo & Conference」を開催します。同イベントは、大きく分けて①Japan Fair、②Africa Lounge、③イベントステージ、④テーマ展示ゾーンで構成されます（各ゾーンの名称は仮称）。本案内書は、会期中に訪問が予定されているアフリカ各国首脳や閣僚等政府要人や財界人を対象に、日本企業等による製品、技術、サービスの展示紹介を行う①Japan Fair 出品のご案内です。

JETROは、これまで日本とアフリカ双方から高まったビジネス促進への期待に応えるため、TICADにあわせて、展示会やビジネスフォーラムを開催してきました。次回、TICAD 9では、日本政府から「アフリカと共に革新的な解決策を共創する」というテーマが打ち出されています。第1回開催から30年が経過し、TICADの「モデルチェンジ」が求められる中、社会課題解決に向けて日本やアフリカで起こるイノベーションや、アフリカでも浸透する日本のポップカルチャー、世界を俯瞰する宇宙を活用した技術などの出品を特に歓迎し、アフリカ連合（AU）の長期ビジョンにも沿ったテーマを中心に構成する展示会やイベントステージを日本らしい空間演出の中で開催します。

この機会に、日本の企業・製品・技術を紹介する場としてJapan Fair をご活用いただきたく皆様にご案内申し上げます。

【参考情報】「JETRO 2024年度 海外進出日系企業実態調査（アフリカ）」

<https://www.jetro.go.jp/news/releases/2024/6588ae03d9d61f27.html>

#### Japan Fair

日本企業による製品・技術・サービスの展示紹介

#### Africa Lounge

アフリカ各国によるビジネス・投資環境等の紹介

#### イベントステージ

テーマ別のパネルディスカッション・セミナー等の実施

#### テーマ展示ゾーン

特定のテーマに関連した製品・活動・情報等の展示紹介

# Japan Fair について

## 開催概要

**名称** TICAD9（第9回アフリカ開発会議）併催事業  
TICAD Business Expo & Conference (Japan Fair)

**会期** 2025年8月20日（水）～22日（金）  
10:00～18:00※予定

**会場** パシフィコ横浜 展示ホール（予定）

**主催** 日本貿易振興機構（ジェトロ）

**共催** アフリカビジネス協議会

**規模** 2,300㎡程度（予定）

**対象来場者** 日本およびアフリカ各国首脳・閣僚等政府要人、  
財界人、プレス関係者、ビジネス関係者等

**対象業種・分野** ※分野は、申込状況に応じて再調整する可能性があります。

アフリカの持続的な成長に資する日本企業の製品・技術・サービス

①質の高いインフラ

②フードバリューチェーン

③気候変動対策

④保健衛生改善

⑤都市問題対策

⑥人材育成

⑦ポップカルチャー

その他、アフリカで活躍する日本企業等も対象とする。

## 会場（パシフィコ横浜 展示ホール）



(写真・地図) 出所：パシフィコ横浜

# 出品申込要項

## 応募要件

- ・原則、日本国内に本社を有する法人または個人事業者（代理店のみによる参加は不可とします）。
- ・日本ブランドの製品・技術・サービス等を展示すること。
- ・アフリカへの海外ビジネス展開に意欲がある者。
- ・出品料の支払いについて、日本国内のJETROの指定口座へ円貨での振込みができること。
- ・前頁の対象業種・分野に合致していること。
- ・本展示会の趣旨に賛同する者。
- ・会期中、アテンド要員を常駐させること。

## 出品料金（1小間あたり）

\* 表示料金は税込み

	標準ブース 【1小間から申込可】 9㎡／小間	チャレンジブース 【1小間のみ申込可】 4.5㎡／小間	スペースのみ 【4小間から申込可】 9㎡／小間
中小企業	¥150,000	¥75,000	¥44,000
一般	¥300,000	—	¥88,000

## ◆ 出品形態・注意事項

標準ブース	ブースの装飾・施工はJETROが行い、出品物の展示・陳列は出品者の責任及び費用負担の下で行っていただきます。
チャレンジブース	単独で出品する中小企業を対象とした、標準より小さいブースです。ブースの装飾・施工はJETROが行い、出品物の展示・陳列は出品者の責任及び費用負担の下で行っていただきます。
スペースのみ	ブースの装飾・施工（出品物等の展示・陳列を含む）は各自でご手配、費用を負担していただきます。

1. 出品の単位は「小間」とし、「標準ブース」「スペースのみ」の基準を9㎡（1小間）、「チャレンジブース」の基準を4.5㎡（1小間）とします。
2. 「標準ブース」「チャレンジブース」「スペースのみ」のいずれか1種類をお申込みください。重複でのお申込みは受け付けられません。
3. 「標準ブース」のお申込み最小単位は1小間（9㎡）とし、1小間単位の小間の追加が可能です。
4. 「チャレンジブース」のお申込みは、1小間（4.5㎡）のみとします（小間の追加不可）。
5. 「スペースのみ」のお申込み最小単位は4小間（36㎡）とし、1小間単位の小間の追加が可能です。
6. お申込み状況やスペースの都合上、JETROより1社・団体あたりの小間数を調整させていただく場合があります。また、皆様のブースは分野別に配置します。
7. 中小企業の定義は、本案内書のP.6「中小企業の定義」をご覧ください。該当しない方の出品形態はすべて「一般」となります。そのため、地方自治体、外郭団体等は、「一般」に該当します。
8. 標準ブースについては、取りまとめ団体（地方自治体、業界団体、企業等）が複数の企業等を取り纏めて出品することはできません。

## ◆ 出品料に含まれるサービス（1小間あたり）

サービス	標準ブース、 チャレンジブース	スペースのみ
展示スペース	✓	✓
展示会パンフレットへの企業・団体等情報の掲載	✓	✓
統一デザインによる小間の基本装飾 （一定量の電気代及び一定の電気工事費含む）	✓	
基本備品（予定） ※展示台または受付台、商談・打合せ用テーブル、椅子3脚、カタログスタンド、社名表示版、スポットライト4灯、電源（100V 0.5kw 2口コンセント） ※チャレンジブースは椅子2脚、スポットライト2灯の予定（その他備品は同じ）	✓	

※一部のサービスを利用しない場合も、料金は同一となります。

## ◆ 出品料に含まれないサービス

1. 出品物調達費
2. 基本装飾以外の装飾、追加レンタル備品、追加電源等に係る経費（別途ご案内します）
3. 出品物等の輸送費
4. 出品物の搬入出及び梱包資材の保管費
5. 出品物等の配置・据付・開梱・梱包等に係る一切の経費
6. 旅費・交通費
7. 食費等の個人的な経費
8. 専有のアシスタント、通訳等に関わる経費
9. 上記「出品料に含まれるサービス」に定める以外の経費

※「スペースのみ」の場合、ブースの設計・施工は出品者各自によるご手配、費用の負担をしていただきます。但し、Japan Fair 全体の施工監理の都合上、会場に出入りする施工業者および施工スケジュールの情報を事前に登録いただけます。



※写真は標準ブース（9m）のイメージ画像です。

## ◆中小企業の定義

中小企業とは、「中小企業基本法」の定義に基づきます。以下表のうち、**資本金基準又は従業員数基準のいずれかを満たす法人を中小企業**とします。但し、上記の条件に該当する企業・業界団体等であっても他の国庫補助金による支援を受けている場合は、一般料金にてお申込みいただけます。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額または出資の総額	従業員数基準 常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（情報サービス業を含む）	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※法人格のない個人事業者によるお申込みについても同様に判断します。

※「常時使用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員は含みません。

※詳細については、中小企業庁のホームページにてご確認ください。（<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>）

### ※ただし、次に該当する者は中小企業料金の対象外とします。

- ① 資本金又は出資金が5億円以上の法人（中小企業を除く）に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者（いわゆる「みなし大企業」）。
- ② 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年（又は各事業年度）の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

## ◆ジェットロメンバーズ・特別料金

ジェットロ・メンバーズには、会員特別料金として出品料の10%を割引します。但し、以下を条件とします。

- ① 割引料金は会員1口につき年会費70,000円（税抜）を年間割引の上限とします。
- ② 割引は日本国内からジェットロ・メンバーズとして登録された法人・団体名でお申し込みいただいた場合に限りです。
- ③ 出品料請求後に、ジェットロ・メンバーズに加入された場合は上記割引の対象外となります。まだジェットロ・メンバーズに加入されていない皆さまは、この機会にぜひ、入会をご検討ください。

お申込み・詳細

<https://www.jetro.go.jp/members/memberservice/>

※申込みフォームの入会理由には、「TICAD9 Japan Fair 出品申込のため」とご記入をお願いします。

## ◆東京都「金融機関・専門機関と連携した『海外展開支援』」

東京都は東京都の金融機関と連携した支援制度を設けています。以下3つの条件を全て満たす場合、この制度のもとジェットロの有償サービスを1社あたり累計50万円まで無償で利用できます（要申込）。本展示会に制度を適用する場合、最大50万円まで出品料が割引になります。

■条件：①都内に登記済みの事業所がある、②東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者・個人事業主、③「東京都中小企業制度融資」の申込予定者（検討者も含む）

■詳細：<https://www.sangyo/rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/kuigaitenkai/>

■お問合せ先：ジェットロ東京貿易情報センター

（TEL：03-3582-4953 /E-mail：[knt-tokyo@jetro.go.jp](mailto:knt-tokyo@jetro.go.jp)）

※本支援は、R7年度の実施が正式決定した場合にご利用いただけます。（実施されない可能性もありますので予めご了承ください）

※ジェットロ・メンバーズ割引との併用、キャンセル料への利用はできません。

※対象者につきましては担当のものより直接ご連絡させていただく場合があります。予めご了承ください。

# 申込方法

**STEP 1～2入力締切日**  
**2025年3月28日(金)**

**出品料入金期限**  
**2025年5月30日(金)**



▲出品募集サイト

STEP 1

**出品申込フォーム記入**  
【〆切：3月28日(金)  
15:00 JST】

本「出品のご案内」及び「Japan Fair 出品要綱」をよくお読みのうえ、以下の出品募集サイトより、「出品申込フォーム」に必要事項をご入力ください。  
〔出品募集サイト〕 <https://www.jetro.go.jp/events/ticad9-jf>

※応募多数の場合は締切日前に募集を締め切る場合があります。

STEP 2

**出品申込書・承諾書  
PDF提出**  
【〆切：3月28日(金)  
23:59 JST】

「出品申込書・承諾書」に必要事項をご記入いただき、2部印刷のうえ、いずれも**代表者印(会社実印)を押印、日付を記入**してください。STEP1申込後に届く「イベント申し込み受付完了のお知らせ」メール内に記載のURL、又は以下フォームより押印済みのPDF(1部)をご提出ください。

〔提出フォーム〕  
[https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odd/ticad9jf\\_apply](https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odd/ticad9jf_apply)

**内容確認完了連絡**

内容確認後、ジェトロから確認完了の連絡をします。

STEP 3

**出品申込書・承諾書  
原本郵送**  
【〆切：4月15日(火)】

ジェトロから内容確認完了の連絡を受領した後、**代表者印(会社実印)押印済みの「出品申込書・承諾書」原本2部**の原本を、提出期限までに郵送ください。

**選考結果通知**

ジェトロより選考(書類審査)結果を通知します。

STEP 4

**請求書送付**

ジェトロより、承諾欄に押印した「出品申込書・承諾書」と請求書各1部をご担当者宛に郵送にて送付します。

**出品料の振込**  
【〆切：5月30日(金)】

請求書に記載の出品料を必ず入金期限までにお振込みください。期限までにお支払いいただいた時点で、正式な出品者として承認されます。  
※入金期限までにご入金の確認ができない場合は、出品申込みが取り消されたものとみなします。  
※出品料振込に要する一切の手数料は出品申込者のご負担となります。  
※出品申込者名と異なる名義での請求書の発行が必要な場合は、事前にお申し出ください。

## ◆書類提出先

Eメール： [ticad9-jf@jetro.go.jp](mailto:ticad9-jf@jetro.go.jp)

郵送先： 〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

ジェトロ海外展開支援部・フロンティア開拓課 宛

担当者：山田、梶原、山中、大井

## ◆選考フロー

※お申込みを受け付けた後は、以下の要領で審査を実施し、出品可否を決定します。

### 1. 書類審査

・申込書類の書面審査を行い、出品可否を決定します。

※ 審査に際し、電話やEメール等で事前調査票等の内容を確認させていただく場合があります。

### 2. 結果通知

・審査の結果は、全申込者に対してお知らせします。

※選考状況や選考結果に関する詳細、及び出品内定企業の情報等についてはお答えしかねますので、予めご了承ください。

## ◆選考基準

1. 原則、日本国内に本社を有する法人または個人事業者であること（代理店のみによる参加は不可）。
2. アフリカへの海外ビジネス展開に意欲があり、アフリカへのビジネス展開を的確に遂行する組織、人員、経営基盤、資金等を有していること。
3. 本展示会の趣旨に賛同する者。
4. 概要に記載されている対象業種・分野に合致していること。
5. 出品料の支払いについて、日本国内のJETROの指定口座へ円貨での振込ができること。
6. 日本ブランドの製品・技術・サービス等を展示すること。
7. アフリカで市場性／将来性のある製品・技術であること。
8. 出品物の中に来場者の注目度が高いと予想されるものが含まれていること。

## キャンセル規定

出品料を入金した後、出品者の自己都合によりご出品を取消される場合は、押印のある書面にてJETROにお知らせください。キャンセル料金の発生時期と金額については、下表をご参照ください。

出品取消し受付日	キャンセル料
2025年6月1日（日）～7月18日（金）	出品料合計の50%
2025年7月19日（土）～8月19日（火） 会期中または連絡なしの不参加	出品料合計の100%

■キャンセル料は、入金していただいた出品料から差し引くこととし、残額を出品者に返金することとします。

■キャンセル料については、メンバー割引を適用できません。

## 今後のスケジュール（予定）

2025年1月下旬頃	募集説明会（オンライン）
2025年3月上旬頃	募集説明会（ハイブリッド・対面） ※実施場所については順次お知らせいたします。
2025年5月下旬頃	出品（内定）者説明会（原則、参加をお願いします。） ※各種マニュアルの配布、ブース配置の発表、提出物のご案内
2025年8月20日～22日	TICAD9(第9回アフリカ開発会議) 併催事業 TICAD Business Expo & Conference (Japan Fair) 会期

※今後の詳細スケジュールは、順次お知らせします。

# 注意事項

以下には重要な情報が記載されております。お申込みの前に必ずご確認ください。

## 【お申込み・出品関連】

1. 出品者として適当であるとJETROが承認することを要件とします。
2. 出品料のお振込みに要する一切の手数料は、出品申込者のご負担となります。なお、支払額が請求額を下回り、所定の期日までに差額の支払いが確認できない場合は、出品申込者による出品申込の取消とみなします。
3. 出品申込書・承諾書に記載された内容に変更がある場合、書面およびメール（[ticad9-jf@jetro.go.jp](mailto:ticad9-jf@jetro.go.jp)）にてJETROにご連絡願います。また、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、JETROはその内容によっては応じられない場合がありますので、予めご了承ください。
4. JETROが成果把握等のために実施するアンケートには、必ずご回答願います。
5. 出品者の出品物の中から、主催者企画の広報展示に活用させていただく場合があります。
6. 会期中、Japan Fair 会場内で出品物、その他の物品を即売することは禁止します。
7. 外国貨物を出品する場合は、所定の通関手続きを取り、国内貨物として出品してください。
8. 戦争、天災、政情不安等の不可抗力が発生した場合、また外交関係、経済関係等のやむを得ない事由からJETROとしての展示会の開催が不相当もしくは不可能となった場合、開催を取りやめることがあります。JETROはこれによって生じたいかなる損害に対しても賠償責任を負いません。
9. 会期中及びその前後を通して会場内外で発生した傷病、事故、盗難、火災等のいかなる損害についても、JETROは一切の責任を負いません。
10. 関連法令に抵触する恐れがある物及び公序良俗に反する物は出品を禁止します。
11. 偽造品、不良品、知的財産権の権利侵害品の展示はできません。また、会場内で使用される出品物・映像・音楽は、著作権を侵害しないものに限りです。展示・実演で音楽の演奏・オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権に対する処理手続きが必要です。  
※各自で権利を持つものや、既に権利処理済のものは問題ありません。
12. 出品に係る規則は、本「出品のご案内」、ならびに「Japan Fair 出品要綱」によるものとします。本案内と「Japan Fair 出品要綱」との間に相違がある場合には、本案内を優先します。
13. 本「出品のご案内」及び「Japan Fair 出品要綱」に定めのない事項に関しては、JETROがその対応を決定するものとし、出品者はその決定に従うものとします。
14. 「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」に同意いただけることを申込の条件といたします。（[https://www.jetro.go.jp/user\\_info/export\\_control.html](https://www.jetro.go.jp/user_info/export_control.html)）

## 【装飾・施工・ブース関連】

15. 原則、1小間を複数社・団体で共有することはできません。
16. 小間の位置は、出品規模、出品物、業種等を考慮し、確保できたスペース内で展示構成を配慮しつつ、JETROが決定します。位置決定に際して、JETROは出品者より一切の希望・要求を受け付けません。
17. 出品物の展示方法について、周囲の雰囲気や壊すとJETROが判断した場合、JETROの指示に従っていただきます。
18. 搬入～会期～搬出の全日程を通じて出品者による会場アテンド（代理店やパートナーを含まない）をお願いします。展示会最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。
19. 自社スペースの転貸、売買、交換、譲渡は出来ません。
20. 会場の諸規定や国内の関係法令等を遵守していただきます。
21. 展示装飾等、今後の準備の詳細については、今後作成する各種マニュアルで別途ご案内します。

# JETRO

## 出品申込・お問合せ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 フロンティア開拓課

担当：山田、梶原、山中、大井

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

E-mail : [ticad9-jf@jetro.go.jp](mailto:ticad9-jf@jetro.go.jp) /Tel : 03-3582-5170

※代表者印について

以下の見本と同じ印影の印鑑をご使用ください。

【見本】

<b>【代表者印】</b> 本店所在地の法務局に届出済みの 法人の実印	代表取締役印 	株式会社、有限会社等
	理事長印 	社団法人、NPO 法人等
<b>【役職印】</b> 法人名のほかに所属長名が刻印された 印鑑		※出品申込権限をお持ちであることが確認できる書面等も併せてご送付ください。

代表者印のNG例

以下の印は代表者印に相当しません。

角印（社印）、認印	 
-----------	---

※原則、角印（社印）、認印は承認できませんが、諸事情により代表者印をお持ちでない場合は、ご相談ください。

※個人事業主の方は、各市町村役場に登録されている個人印（実印）を押印ください。